

○公立大学法人青森県立保健大学 平成 25 年度 第 3 回役員会 議事概要

日 時	平成25年 9 月25日（水）10:30～12:00
場 所	青森県立保健大学 管理・図書館棟 2 階 大会議室
出 席 者	リボウィッツ理事長、上泉副理事長、成田理事、鈴木理事、藤田理事、武田理事、山田監事、吉田監事
配付資料	<p>【議案】</p> <p>2 議 事</p> <p>(1) 議案</p> <p>ア 教員の人事について</p> <p>（ア）再任審査結果について（資料 1・回収）</p> <p>（イ）教員採用願について（資料 2・回収）</p> <p>（ウ）教員の辞職願・採用願について（資料 3・回収）</p> <p>イ 公立大学法人青森県立保健大学学位規程の一部改正について（資料 4-1、4-2）</p> <p>(2) 報告及び承認を求める案件</p> <p>ア 平成 25 年度 9 月期補正予算について（資料 5）</p> <p>イ 第二期中期目標に関する意見について（資料 6-1、6-2）</p> <p>(3) 報告事項</p> <p>ア 平成 24 年度業務実績報告書について（資料 7-1、7-2）</p> <p>イ 平成 24 年度業務実績に関する評価結果について（資料 8-1～8-3）</p> <p>ウ 地方独立行政法人法第 34 条に規定する財務諸表等及び同法第 40 条に規定する利益及び損失の処理等について（資料 9）</p> <p>エ 中期目標の期間の終了時の検討について（資料 10-1、10-2）</p> <p>オ 平成 25 年度各種委員会について（資料 11）</p> <p>カ 大学基準協会の助言に対する改善報告書について（資料 12）</p> <p>(4) その他</p> <p>ア 7 月の発表済み記者発表資料について（参考資料 1）</p> <p>イ 本学掲載新聞記事について（参考資料 2）</p> <p>ウ その他</p>
議 事	<p>【開会】</p> <p>定款の定めに従い、会議が成立することを確認し、開会した。</p> <p>【議案】</p> <p>ア 教員の人事について</p> <p>（ア）再任審査結果について</p> <p>理事長から、10 名の再任審査結果について説明があり、再任審査結果について原案どおり満場一致で可決した。</p> <p>（イ）教員採用願について</p> <p>理事長から、社会福祉学科教授の退職に伴う教授又は准教授 1 名の採用願について説明があり、教員採用願について原</p>

案どおり満場一致で可決した。

(ウ) 教員の辞職願・採用願について

理事長から、看護学科教員の辞職願及びこれに伴う講師、助教又は助手1名の採用願について説明があり、教員の辞職願・採用願について原案どおり満場一致で可決した。

イ 公立大学法人青森県立保健大学学位規程の一部改正について

理事長から、論文要旨等の公表についてインターネットを利用すべく関係規程を一部改正する旨説明があり、公立大学法人青森県立保健大学学位規程の一部改正について原案どおり満場一致で可決した。

【報告及び承認を求める案件】

ア 平成25年度9月期補正予算について

事務局から、歳入では主に国庫受託事業収入及び目的積立金取崩収入について、歳出では主に大学校舎等管理事業費及び講義用教材等整備事業費について、それぞれ所要の予算補正を講じ、補正額は16,427千円、補正後予算額は1,992,765千円である旨報告があり、平成25年度9月期補正予算について原案どおり満場一致で承認した。

イ 第二期中期目標に関する意見について

理事者側から、地方独立行政法人法第78条第3項の規定に基づき、県から照会があった第二期中期目標案に関する意見について、法人として意見がないと回答した旨報告があり、第二期中期目標に関する意見について原案どおり満場一致で承認した。

【報告事項】

ア 平成24年度業務実績報告書について

理事長から、平成24年度業務実績報告書の内容を一部修正した旨報告があった。

イ 平成24年度業務実績に関する評価結果について

理事長から、地方独立行政法人法第28条第1項及び第2項の規定に基づく平成24年度業務実績に関する評価結果について、中期計画の目標達成に向けて一部取組に遅れが見られる事項が認められるものの、全体としてほぼ計画どおりに実施しており、総じて順調な進捗状況にあり、また、項目別評価は全て「4」であった旨報告があった。

ウ 地方独立行政法人法第34条に規定する財務諸表等及び同法第40条に規定する利益及び損失の処理等について

理事長から、平成24年度財務諸表及び剰余金の使途について県から承認された旨報告があった。

エ 中期目標の期間の終了時の検討について

理事長から、地方独立行政法人法第31条第1項の規定に基づき、県知事が法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織

及び業務の全般にわたる検討を行った結果、全体として適切かつ妥当なものと判断されるため、同法に規定する「所要の措置」を講ずる必要性は認められないとの通知を受けた旨報告があった。

オ 平成 25 年度各種委員会について

理事長から、同窓会活動を支援するため、新たに学生部長を長とする同窓会支援プロジェクトを組織した旨報告があった。

カ 大学基準協会の助言に対する改善報告書について

理事者側から、7月に大学基準協会からの助言に対する改善報告書を大学基準協会へ提出した旨報告があった。

【その他】

ア 7月の発表済み記者発表資料について

理事長から、7月の発表済み記者発表資料について説明があった。

イ 本学掲載新聞記事について

理事長から、本学掲載新聞記事について説明があった。

ウ その他

特になし。

【閉会】